

住民票に氏名の振り仮名が記載されます

【相談要旨】

先日、住民票の交付を受けたところ氏名の振り仮名欄が空欄になっていました。振り仮名を記載するためには何か手続きが必要なのでしょうか。



【回答】

近年、行政のデジタル化が進む中で、氏名の読み方が戸籍や住民票に記載されていないことにより、行政の情報連携やデータ処理に支障が生じる場合があります。こうした状況を踏まえ、国民の利便性の向上および行政運営の効率化を図るため、令和5年の法改正により、戸籍と住民票に氏名の振り仮名が記載される制度が始まりました。

振り仮名の記載は、戸籍に記載した上で、その内容を住民票に反映する仕組みになっています。

具体的には、令和7年5月から、本籍地の市町村から戸籍の筆頭者あてに、令和8年5月26日までに戸籍に記載予定の振り仮名の確認を求める通知が送付されました。

通知内容に特段の修正がなければ、そのまま戸籍に振り仮名が順次記載されていきます。

その後、戸籍の情報をもとに、住民票にも振り仮名が記載されますので、改めて手続きを行う必要はありません。ただし、国民全員のものが反映されるまでには、一定の期間を要することから、それまでは振り仮名欄が空欄になっている場合があります。

【一口メモ】

今回の制度改正に合わせて、マイナンバーカードにも氏名の振り仮名が表示されるようになります。これから新たにマイナンバーカードを作成する場合は、自動的に振り仮名が記載されます。また、すでにお持ちの方もご希望により市町村の窓口で追記欄に振り仮名を記載することができますので必要に応じてご利用ください。

(令和8年8月3日 日本海新聞掲載)